平成２２年（フ）第８７６７号
大阪市都島区友渕町１丁目６番１―303号
債務者　喜多　政代
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７７０号
大阪市住之江区緑木１丁目３番２―305号
債務者　西　　由美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７８０号
大阪市大正区泉尾７丁目14番１―516号
債務者　濱口　好尚
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８８３号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目３番49号
債務者　中川　和美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９０１号
大阪府東大阪市松原１丁目６番18号　市富ハイツ15号
債務者　岩田機器工業こと　宇野　　要
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９９０号
大阪市平野区瓜破３―２―85　エレガントコーポラス306、住民票上の住所大阪市平野区瓜破４丁目２番20号
債務者　袴田　朋子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９９２号
大阪市平野区平野南３丁目３番14号ツールド平野402
債務者　小林　　清
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９９３号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番８―101号
債務者　木村　肇子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９９５号
大阪市平野区瓜破１丁目１番11―402号
債務者　瀬戸山ひとみ（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９００１号
大阪府豊中市浜１丁目24番４―301号
債務者　宮本布未子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９００３号
大阪市東住吉区駒川４丁目５番13―303号
第５フラワーハイツ
債務者　山本　浩明
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９００４号
大阪府八尾市東太子２丁目１番10―224号
債務者　高橋　直利
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９００７号
大阪府箕面市桜４丁目14番５号
債務者　石田　幸彦
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９００９号
大阪府大東市寺川１丁目４番304号
債務者　福田　　厚
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０１０号
大阪市西区南堀江２丁目10番９―705号
債務者　行田　糸江
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２号
兵庫県篠山市大沢新49番地１　パールハイツＣ102号
債務者　上山　兼治
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
香川県丸亀市津森町768番地６　コーポ藤田102号
債務者　堅田　博美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１７０号
香川県坂出市西大浜北４丁目２番36号
債務者　柏原奈見子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部